

DV被害者に対する支援活動

市内では、各区役所や警察署などにDVに関する相談窓口があり、必要なアドバイスを受けることができます。DVの被害者はもちろん、そのような人に気が付いた方は、早めに相談すると良いでしょう。また、被害を受けた女性の緊急避難場所と

して、道や市が一時保護施設を設置しています。一時保護施設では、被害者の安全を確保し、当面の生活安定を図るための手助けをしています。民間団体が運営する「駆け込みシェルター」も、同様の施設です。市では平成九年から、全国に先駆けて「女性への暴力(家庭内暴力)対策関係機関会議」を設置し、関係機関との連携を図っています。また、今年一月一日から「札幌市男女共同

参画推進条例」が施行され、性別による権利侵害の禁止の項目の中で、配偶者などに身体的または精神的な苦痛を与える暴力的行為などの禁止を規定しています。このように、行政と民間が一体となってDVをなくすための努力が続けていますが、表面化して解決した問題は氷山の一角。根絶のためには地域の皆さんの力も必要です。

地域でできるDV防止支援

法律では、DVを発見した場合、警察などに通報するよう努めなければ

「でも大切な相談相手がいるだけで救われることもあるし、ちょっとした情報提供で状況を変えられることもあるのです」と話します。



NPO法人「女のスペース・おん」代表の近藤さん

「もしも、あなたがDVに関する相談を受けたなら、被害者を責めるようなことは決して言わないよう、慎重に接してください。暴力を受けた上に周囲の理解を得られない、という二重の苦しみに遭わせないようにDVへの理解を深めましょう。」

◆ ◆ ◆
DVの原因は、男性優位の社会構造にあるともいわれています。全ての男女が平等で、互いに尊重し合うことができる世の中になれば、DVなど起こらないのかも知れませんね。

夫・恋人からの暴力などの悩み相談機関・窓口

※相談窓口は平日のみです(北海道警察本部は除く)

名称	電話番号	対応時間	
東区役所保健福祉サービス課「母子・婦人相談」	741-2400	月曜：午前9時30分～午後4時30分 火～金曜：午前9時30分～午後4時15分	
札幌市女性センター	女性総合相談	621-5266	火曜(第2週は除く):午後3時～5時 第2火曜：午後6時～8時 木曜：午前10時～正午
	女性法律相談(予約が必要)	621-5177(予約電話)	金曜(第2週は除く):午後1時～3時 第2金曜：午後6時～8時
	女性のための心とからだ相談(予約が必要)	621-5177(予約電話)	第1～4火曜：午後2時～4時
女性の人権ホットライン(札幌法務局人権擁護部)	728-0783	午前8時30分～午後5時	
北海道立女性相談援助センター	666-9955	午前9時～午後5時	
北海道警察本部相談センター	241-9110	24時間対応(年中無休)	
東警察署生活安全課警察相談係	704-0110	午前8時45分～午後5時30分	
札幌弁護士会法律相談センター(有料・予約が必要)	251-7730	電話予約：午前10時～午後4時 相談時間：午後1時～4時	
駆け込みシェルター運営委員会	622-7240	午前10時～午後5時	
北海道被害者相談室	232-8740	午前10時～午後4時	

夫・恋人からの暴力から緊急に避難したいとき

名称	電話番号	対応時間
北海道立女性相談援助センター	666-9955	24時間対応
札幌市緊急一時保護施設 ※区役所保健福祉サービス課を通じての申し込みになります	741-2400(東区役所)	平日：午前8時45分～午後4時15分 夜間・区役所閉庁時は☎251-7994へ
駆け込みシェルター運営委員会	622-7240	平日：午前10時～午後5時

参考：『夫・恋人からの暴力をなくそう!』(編集：札幌市)

こんなこともDVです!

殴ったり蹴ったりするだけがDVではありません。精神的な暴力もDVに当たります。以下はその事例です。

- 大声で怒鳴る
- 殴るそぶりや、物を投げ付けるふりをして、脅かす
- 生活費を渡さない
- 実家や友人と付き合うのを制限したり、電話や手紙をチェックしたりする

※保護命令などが受けられるかどうかは、個々の事例によります

参考：「配偶者等からの暴力に関する事例調査～夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」(編集：内閣府男女共同参画局)